

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



56歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスを行っている。

大綱で読む2025年度の税制改正

企業経営に関わる5つのポイント

こんにちは、高橋学です。昨年末、2025年度の税制改正大綱が閣議決定されました。大綱をもとに作られた「税制改正法案」は国会で審議され、成立した法令は順次施行されることとなります。今年は「少数与党」であるため今後修正が加わるなどの可能性もありますが、どんな改正が見込まれるのか、今回は中小企業の経営に関わる5つのポイントをご紹介します（図表1）。

まず注目したいのが、「中小企業の法人税率軽減措置の延長」。法人税の税率は原則23.2%ですが、中小企業は現在、年800万円以下の所得金額の部分については、税率が15%に軽減されています。2024年度末（2025年3月31日まで）に開始する事業年度）が期限であったこの優遇措置は、所得が10億円を超える事業年度の税率引き上げ（17%）などの見直しをした上で、2年間延長されます（図表2）。

2つ目は「中小企業経営強化税制の見直しと延長」。同制度は、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や製作等をした場合に、特別償却または取得価額に対する一定割合の税額控除が選択適用できる制度。売上高100億円超をめざす企業に対する拡

充措置を講じるなどの見直しをした上で、2年間の延長を行います。

「事業承継税制」にも注目!

3つ目は「事業承継税制における役員就任要件の緩和」。中小企業者の事業承継を支援する税制として、2027年末を適用期限とする法人版事業承継税制の特例措置があることをご存じの方も多いでしょう。同措置の後継者要件が「贈与の日まで3年以上継続して役員等であること」から「贈与の直前において役員等であること」に緩和されます。

4つ目は「企業版ふるさと納税の見直しと延長」。企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の事業に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。寄附活用事業に係るチェック機能の強化などを行った上で、3年間（2028年3月31日まで）の延長を行います。

最後、5つ目は「防衛特別法人税（仮称）の創設」。これは防衛費の財源として2026年4月に実施される法人税の増税で、具体的には、法人税額から500万円を引いた額の4%分を税額に上乗せした額が追加徴収されることになります。



図表1 2025年度税制改正大綱の主なポイント

① 中小企業の法人税率軽減措置の延長

適用期間: 2025年4月1日～2027年3月31日までに開始する事業年度

② 中小企業経営強化税制の見直しと延長

適用時期: 2025年4月1日～2027年3月31日

③ 事業承継税制における役員就任要件の緩和

適用時期: 2025年1月1日～2027年12月31日の贈与

④ 企業版ふるさと納税の見直しと延長

適用時期: 2025年4月1日～2028年3月31日

⑤ 防衛特別法人税（仮称）の創設

適用時期: 2026年4月1日以降に開始する事業年度

図表2 中小企業の法人税率軽減措置の概要（本則:19%）

区分	所得	税率
中小法人	年800万円以下の部分 [※]	15%
	年800万円超の部分	23.2%

※前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は除く



2025年度からの追加規定

- ① 年10億円を超える所得金額がある事業年度の軽減税率は17%に
- ② グループ通算制度の適用法人は軽減措置の適用対象外に

（出所）与党税制改正大綱、中小企業庁の資料などをもとに筆者作成